平成　24　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　26　年　2　月　7　日時点

事務事業名				課	高齢者福祉課		
	コード1	13600	生きがい活動支援通所事業	所属班	高齢者班		
	コード2		□ 主要事業	電話番号	62-5350	内線	175

政策体系				予算科目	会計	款	項	目
	基本方針	3	健やかでやすらぎのあるまちづくり		一般会計	3	2	3
	施策	4	高齢者福祉の充実					
	施策の展開	2	介護予防の推進	根拠法令	旭市生きがい活動支援通所事業実施要綱			
	基本事業	159	生きがい活動支援通所事業					

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 12 年度～ □ 開始年度不詳 □ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	介護認定において、非該当とされた65歳以上の高齢者に対して、車により送迎し、通所により、日常動作訓練、生活指導、健康チェック、入浴、給食サービス及び趣味活動等のサービスを提供し、社会的孤独感の解消、要介護状態の予防と自立した生活への支援を行う。 ・委託先：旭市社会福祉協議会、旭福祉会（やすらぎ園） ・サービスの提供：週2回以内とし、利用は、土・日・祝日を除く午前9時から午後4時までとする。 ・利用料：1回500円（社会福祉協議会海上支所は、1回300円・入浴サービスが無い為） 【業務の流れ】 申請受付→内容調査→利用可否決定通知・委託先依頼→利用開始→委託料の支払（委託先からの利用者報告書・委託料請求書による）→利用料納付書の発行→徴収（社会福祉協議会依頼・個人宛郵送）→利用料消込

（2）トータルコスト

① 事業費の内訳（24年度の実績）　単位：千円

1.委託料	3,685	社会福祉協議会3,351,940円　やすらぎ園332,580円
	0	
	0	
	0	
	0	

利用者減により利用回数減（介護認定者に移行）、利用収入399千円

② 延べ業務時間の内訳（24年度の実績）　単位：時間

委託契約事務：16時間
委託料支払・報告書確認事務：96時間
利用料請求・収納事務：96時間

			単位	22年度（決算）	23年度（決算）	24年度（決算）	25年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 委託料	千円	4,787	4,096	3,685	3,972
			千円				
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計（A）		千円	4,787	4,096	3,685	3,972
	うち一般財源		千円	4,272	3,653	3,286	3,542
人件費	正規職員従事人数		人	0.12	0.12	0.12	0.12
	延べ業務時間		時間	250	250	208	208
	人件費計（B）		千円	950	950	790	790
トータルコスト(A)＋(B)			千円	5,737	5,046	4,475	4,762

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

24年度実績（24年度に行った主な活動）
生きがい活動支援通所事業の実施
・生きがい活動支援通所事業の委託
　委託先：旭市社会福祉協議会・旭福祉会（やすらぎ園）

25年度計画（25年度に計画している主な活動）
生きがい活動支援通所事業の実施
・生きがい活動支援通所事業の委託
　委託先：旭市社会福祉協議会・旭福祉会（やすらぎ園）

⑤ 活動指標名

		単位	22年度（決算）	23年度（決算）	24年度（決算）	25年度（計画）
ア	利用回数（入浴サービス・健康チェック・日常動作訓練等を行った回数）	回	1,404	1,271	1,144	1,240
イ	実施場所	か所	3	3	3	3
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

要介護認定で非該当とされた65歳以上の高齢者

⑥ 対象指標名

		単位	22年度（決算）	23年度（決算）	24年度（決算）	25年度（計画）
ア	介護認定非該当者数（新規）	人	9	6	5	5
イ	利用人数	人	42	31	27	26

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

社会的に孤立することを防ぎ、自立した生活を送ることができるようにし、介護状態になることを予防する。

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	22年度（決算）	23年度（決算）	24年度（決算）	25年度（計画）
ア	要介護・要支援に移行しなかった人数 (このサービスを利用することで介護状態にならなかった人)	人	32	26	25	25
イ	利用者一人あたりの利用回数（1週あたり） (利用回数/利用人数÷52週　　)	回	0.64	0.79	0.81	0.92

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

要介護状態になることを予防し、高齢者が生きがいを持ち、健康な日常生活を営むことができるようにする。（安心に暮らせるための支援）

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	22年度（決算）	23年度（決算）	24年度（決算）	25年度（計画）
ア	要介護認定者数/65歳以上の人口 (介護の必要な人が減る)	%	12.64	13.52	13.59	14.1
イ						

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
・老人保健法の機能訓練事業（リハビリ教室）であった ・介護保険法で非該当とされた方の介護予防と日常生活での自立支援	介護認定で要支援が無い時に始まった事業 事業開始時から継続して利用している高齢者の、身体状況に変化（要支援に該当）が見られる。	（利用者から）生きがいサービスに出向き、みんなと顔を会わせることを楽しみにし、頑張れる。

事務事業名	生きがい活動支援通所事業	課名	高齢者福祉課	班名	高齢者班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 社会的孤独感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防に繋がる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 高齢化が進行する中で、介護保険制度において介護認定非該当とされたものを救済する制度であるため、要介護認定で非該当とされた65歳以上の高齢者とすることは、適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 高齢者の介護予防と自立支援の為。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 サービス利用者のうち、要介護・要支援に移行した人が、2人と少数であった。 移行人数が減少傾向にあり、移行しない率が90％以上となっており、妥当である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 現状では、利用頻度が平均で週1回に満たない状況であり、利用回数への不満の声もない。要介護・要支援への移行も現状で少数であるため、活動量を増やしても今以上の成果の向上は見込めない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(通所型介護予防事業（元気アップ教室） ※介護保険事業) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☑ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 通所型介護予防事業（元気アップ教室）との連携が可能。（但し、元気アップ教室は単年度で終了する。） ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 要介護認定で非該当となった場合、定期的に身体状況を訪問により実施し、要支援に該当する方は、介護保険のサービスへ結びつけることにより、事業費を削減する。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 事業の殆どを委託により実施しており、正規職員業務に係る時間はかなり少なく、必要最低限の事務のため、削減の余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 定期的に身体状況を把握し、より適切な（要支援に該当する方は、介護保険制度のサービスへ移行）サービスの提供の為、利用者の見直しを行う。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果

① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり

（2）全体総括（振り返り、反省点）

定期的に身体状況を把握し、より適切な（要支援に該当する方は、介護保険制度のサービスへ移行）サービスの提供の為、利用者の見直しは必要。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

☐ 目的再設定
☐ 事業のやり方改善による成果向上
☑ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止
☐ 行政関与の見直し
☑ 事業統廃合・連携（関連事業：通所型介護予防事業（元気アップ教室） ）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

①25年度に利用者の見直しを行う。
②身体状況を把握し、要支援に該当する方は、介護保険制度のサービスへ結びつける。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上			
	維持	○		
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①②介護認定申請への理解を得ることが必要。